

鳥栖市建設工事等入札心得（電子入札用）

（令和８年８月１日施行）

鳥栖市が発注する建設工事及びこれに関連する業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、鳥栖市契約事務規則（昭和３９年規則第２１号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。なお、以下において「入札書」とあるのは「電子入札書」と読み替えるものとします。

（入札方法等）

１ 入札の取扱いは、次のとおりとします。

- （１） 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができます。
- （２） 入札書（様式第１号）は、電子入札システムの入力画面上で作成し、公告又は指名通知書に示した時刻までに提出しなければなりません。
- （３） 電子入札の場合は、電子入札システムに利用者登録した電子証明書（ＩＣカード）を使用しなければなりません。
- （４） 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- （５） 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後２年間入札代理人とすることはできません。
- （６） 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。
- （７） 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

（通知書等の確認）

１の２ 通知書等の取扱いは、次のとおりとします。

- （１） 指名通知書その他の通知書等は、電子入札システムにより発行します。電子入札システムにより発行された通知書等をもって正式な通知とします。
- （２） 電子入札システムは、通知書等が発行したときに、あらかじめ利用者登録されたメールアドレスあてに到着をお知らせする電子

メール（以下「お知らせメール」という。）を自動送信しますが、お知らせメールは補助的な機能であり、通信回線の状態、メールボックスの容量制限、セキュリティソフトによる受信拒否等によりお知らせメールが到達しなかった場合であっても、前号の通知の効力に影響を及ぼしません。

- (3) 入札参加者は、電子入札システムに随時ログインし、入札案件及び通知書等を自ら確認しなければなりません。この確認を怠ったことにより生じた不利益については、入札参加者の責めに帰するものとします。
- (4) 入札参加者は、利用者登録したメールアドレスに変更があったときは、速やかに電子入札システムの利用者登録を変更しなければなりません。

（入札保証金）

2 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければなりません。ただし、入札保証金の全額を免除又は一部を減額された場合は、この限りではありません。
- (2) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後、落札者に対しては、契約が確定した後に還付します。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
- (3) 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属します。
- (4) 入札保証金の全額を免除又は一部を減額された場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該金額に相当する額を納めなければなりません。

（工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書）

3 建設工事に係る競争入札の入札参加者は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 工事費内訳書

ア 入札参加者は、1回目の入札金額の根拠となる工事費内訳書を作成し、入札書と併せて電子入札システムにより提出しなければなりません。

イ 工事費内訳書には、工事名及び入札参加者の住所・氏名を記載してください。

ウ 工事費内訳書の内容は、工事区分及び各工種に相当する項目ごとの数量、金額等を表示したものとします。

エ 工事費内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果、根拠ある説明が得られない場合は、当該工事費内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とすることがあります。

(2) 技術者配置予定事前届出書（様式第1号）

ア 入札参加者は、予定価格が4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の場合は、入札書の提出締切

日時までに、技術者配置予定事前届出書を工事費内訳書と同時に提出しなければなりません。

イ 技術者配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、原則として、落札者決定後契約を締結する場合において変更することはできません。

ウ 技術者配置予定事前届出書に記載された主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要です。また、専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日）以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

エ 同一の主任技術者又は監理技術者について、複数の入札の配置予定技術者として申請することができますが、他の工事を落札したこと等により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該入札の参加資格を喪失するため、その旨を入札を執行する者に申し出てください。入札執行の完了に至るまでに申出がない場合、入札参加資格を停止することがあります。

オ 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用（専任特例1号）を受けて主任技術者又は監理技術者を受けて主任技術者又は監理技術者を2つの工事現場に兼任させようとする場合は、技術者配置予定事前届出書に併せて、監理技術者等（専任特例1号）の兼任配置に関する調書（様式第2号）を提出しなければなりません。同項第2号の規定の適用（専任特例2号）を受けようとする場合は、それぞれの工事現場に専任の監理技術者補佐を配置し、その氏名及び資格を技術者配置予定事前届出書に記載してください。

（入札の辞退）

4 入札辞退の取扱い、次のとおりとします。

- (1) 指名を受けた者は、入札書の提出前までは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出するものとします。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に関する行為を行ってはなりません。

（入札の取りやめ等）

6 入札の取りやめ等の取扱い、次のとおりとします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札を執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(無効の入札)

7 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札書の提出後開札までの間に入札参加資格を欠くに至った者のしたもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札保証金が所定の額に達しないもの
- (4) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (5) 入札者の記名がないもの
- (6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (7) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (8) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの
- (9) 入札書の金額にアラビア数字を用いていないもの
- (10) 入札書の金額を訂正したもの
- (11) 工事（業務）費内訳書の金額と入札書の金額が一致しないもの
- (12) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるもの
- (13) 予定価格を公表している入札で、入札書の金額が予定価格を超えるもの
- (14) 最低制限価格を公表している入札で、入札書の金額が最低制限価格に満たないもの
- (15) 上記に掲げるもののほか、入札の条件に違反したもの

(対象工事に係る工事監理業務等の入札)

7の2 対象工事に係る工事監理業務等の電子入札にあつては、当該対象工事に係る建設工事の開札及び落札者の決定を先に行います。

2 当該対象工事の落札者若しくは落札決定を受けた者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係がある者が行った当該工事監理業務等の入札は、落札の対象としません。

3 上記2の判定は、市が当該対象工事の開札の結果に基づいて行うものとします。

(落札者の決定)

8 落札者の決定は次のとおりとします。

- (1) 最低制限価格を設けない入札にあつては、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- (2) 最低制限価格を設けた入札にあっては、最低制限価格未満の入札をした者は落札者となることはできません。よって、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度の入札)

9 再度の入札については、次のとおりとします。

- (1) 開札をした場合において、8の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行います。
- (2) 無効入札をした者は、再入札に参加することはできません。
- (3) 最低制限価格を設けた入札においては、最低制限価格に満たない入札をした者であっても再入札に参加できます。
- (4) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とします。
- (5) 予定価格を公表している入札にあっては再入札を行いません。

(再入札後の随意契約)

10 入札を行っても落札者がいない場合の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と直ちに随意契約の協議及び見積り合わせを行い、予定価格以内の見積り価格を得られた場合、その者と契約の締結をすることができます。見積り合わせの回数は、原則として2回を限度とします。
- (2) 随意契約の協議及び見積り合わせが不調の場合は、新たな入札参加者を指名し入札をやり直します。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

11 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定めるものとします。

(契約の保証)

12 契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）の取り扱いは次のとおりとします。

- (1) 入札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の全額を免除されたとき、又は一部を減額された場合はこの限りではありません。
- (2) 契約保証金の全額を免除されたとき又は一部を減額された場合において、契約者が契約を解除されたとき等は、当該金額に相当する額を納めなければなりません。

(契約書の提出期限)

13 契約書の提出期限は、次のとおりとします。

- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日（市の休日を含まない。）以内、簡易なものにあっては落札の翌日（市の休日を含まない。）までに契約書を提出しなければなりません。ただし、止むを得ない事由がある場合は発注者の書面による承諾を得

て、この期間を延長することができます。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失うことがあります。

(異議の申立)

1 4 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

様式第 1 号

入札書

発注者名称

案件番号

案件名称

執行回数

締切日時

入札金額[半角で入力してください]

(入力欄)

円 (税抜き)

円 (税抜き)

くじ入力番号

契約申込み心得（及び内容説明書）承諾のうえ、上記金額により入札します。

内訳書	
-----	--

添付資料追加
削除

	参照…
--	-----

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内です。

尚、添付ファイルは、ウィルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

※ 発注者が指定したファイル形式で添付してください。

企業ID

企業名称

氏名

<連絡先>

商号（連絡先名称）

氏名

住所

電話番号

E-mail

提出内容確認

戻る

[illegible]

上記のとおり技術者を定める予定です。なお、次のことを承諾します。

- ① 他の入札案件と重複して技術者を登録している場合で、他の工事を落札したこと等により、上記の配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、その旨を入札を執行する者に速やかに申し出ること。
- ② 入札執行の完了に至るまでに申出をしない場合、入札参加資格を停止することがあり得ること。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

- 注1) 主任技術者、専任主任技術者、監理技術者は、いずれか1つを記載する。
- 注2) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を希望する場合（専任特例2号）は、それぞれの現場に専任の監理技術者補佐を配置し、その氏名及び資格を管理技術者補佐欄に記載すること。
- 注3) 同行第1号の規定の運用（専任特例1号）を受けて兼任配置を希望する場合は、「有」に印を付け、所定の調書及び人員を示す計画書を提出する。工事途中に要件を欠くこととの配置を示す計画書を提出する。工事途中に要件を欠くこととなった場合は、その時点から技術者を工事現場ごとに、専任で配置しなければならない。
- 注4) 請負代金の額が4、500万円以上（建築一式工事の場合にあつては9、000万円以上）の工事については、専任の主任技術者を置かなければならない（建設業法施行令第27条）。
- 注5) 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者については、当該資格者証に記載された資格者証番号を記載する。

監理技術者等（専任特例 1 号）の兼任配置に関する調書

鳥 栖 市 長 様

次の技術者について、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 4 項の規定（専任特例 1 号）の適用を受けて 2 の工事現場を兼任させたいので、同法施行令及び同法施行規則に定める要件に適合することを確認のうえ、届け出ます。

兼 任 す る 技 術 者	区 分	☐ 専任の主任技術者 ☐ 監理技術者	
	氏 名		
	資格（資格 者番号）		
兼任する工事		本件工事（鳥栖市発注）	他方の工事
工事名			
発注者			
工 期		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金の額（税込） ※各工事 1 億円未満（建築一 式工事は 2 億円未満）			
下請次数 ※ 3 次まで			
工事現場間の移動		移動時間（片道） 約 時間 分（手段： ） ※ 1 日で巡回可能であり、かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。	
連絡員の配 置（現場ご と）	本件工事	氏 名：	実務経験： 年
	他方の工事	氏 名：	実務経験： 年
	※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者を配置すること。		
情報通信技術の措置		☐ 施行体制を確認できる情報通信技術の措置 （措置内容： ） ☐ 現場状況を確認できる情報通信機器の設置 （機器名等： ）	

人員の配置を示す計画書	☐ 作成済み（落札決定後、監督員に提出し、工事完成后、5年間保存する。
上記のとおり相違ないこと及び次の事項を誓約します。 ① 工事途中において請負代金の額の変更等により専任特例1号の要件に適合しなくなった場合は、その時点から技術者を工事現場ごとに専任で配置するとともに、速やかに監督員に申し出ること。 ② 人員の配置を示す計画書を作成し、変更があった場合は遅滞なく更新のうえ、提出及び保存すること。 年 月 日 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名	

注1)「他方の工事」欄には、兼任しようとするもう一方の工事（他の発注者の工事を含む。）を記載する。兼任できる工事現場の数は2までとする。

注2) 請負代金の額の要件（1億円未満。建築一式工事の場合は2億円未満）は建設業法施行令の定めによる。工事途中に増額によりこの額以上となった場合は、それ以降専任特例1号を適用しない。

注3) 連絡員は、監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者とし、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者とする。

注4) 本調書のほか、「人員の配置を示す計画書」（様式第4号）を落札決定後に監督員へ提出すること。

作成年月日 年 月 日
(☐新規作成 ☐変更 (変更箇所:))

建設業者の名称		
所在地		
主任技術者又は監理技術者の氏名	氏名： 区分： ☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者	
時間外労働時間（労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるもの）	見込み（月平均）： 時間 実績：別紙労働時間記録（月ごと）のとおりに ※実績は毎月記録し、本計画書と併せて備え置くこと。	
区分	工事①	工事②
工事の名称		
工事現場の所在地		
工事の内容（建設業法別表第一上段の建設工事の種類）		
請負代金の額（税込）		
工事現場間の移動時間	片道 約 時間	分（移動手段： ）
下請次数		
連絡員の氏名		
連絡員の所属会社		
連絡員の実務の経験（土木一式・建築一式の場合に記載）		
施工体制を把握するための情報通信技術（システム名等）		
現場状況等を把握するための情報通信機器（機器名等）		

注4) 鳥栖市発注工事にあつては、落札決定後、本計画書の写しを監督員に提出すること。